

## 産業廃棄物処理委託契約書

- 1 委託名称  
2 委託場所  
3 契約金額 金 円也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（契約金額に110分の10を  
乗じて得た額） 金 円也  
4 履行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  
5 契約保証金

松戸市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、合意に基づいて、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、本契約を履行するにあたって、契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従うと共に、松戸市財務規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

### （委託内容）

#### 第2条

1 乙は、〇〇及び、それに伴い発生した汚泥を処分場まで運搬するものとする。なお、汚泥運搬に関しての乙の事業範囲は下記のとおりとする。

① 乙の汚泥運搬の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集・運搬に関する事業範囲

#### 〔産廃〕

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限	_____	許可の有効期限	_____
事業範囲	_____	事業範囲	_____
許可の条件	_____	許可の条件	_____
許可番号	_____	許可番号	_____

#### 〔特管〕

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限	_____	許可の有効期限	_____

事業範囲 : \_\_\_\_\_ 事業範囲 : \_\_\_\_\_  
許可の条件 : \_\_\_\_\_ 許可の条件 : \_\_\_\_\_  
許可番号 : \_\_\_\_\_ 許可番号 : \_\_\_\_\_

## 2 (委託する産業廃棄物の種類及び数量)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類 : \_\_\_\_\_  
数量 : \_\_\_\_\_

## 3 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 : \_\_\_\_\_  
事業の区分 : \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_  
許可の条件 : \_\_\_\_\_  
許可番号 : \_\_\_\_\_  
事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 : \_\_\_\_\_  
事業の区分 : \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_  
許可の条件 : \_\_\_\_\_  
許可番号 : \_\_\_\_\_  
事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_

## 4 (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(監督職員・現場代理人等)

第3条 甲は、この契約の履行について自己に代わって監督し、若しくは指示する監督職員を定め、乙は、業務履行の管理をつかさどる技術上の管理を行う主任技術者を定め、それぞれに通知するものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額を減額することができる。

(内訳明細書及び工程表)

第5条 乙は、契約締結後7日以内に仕様書に基づいて、契約金内訳明細書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(義務と責任)

## 第6条

### 1 (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。また、乙は、適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることにする。

### 2 (甲乙の責任範囲)

(1) 乙の責任範囲は、甲から委託された管渠清掃を行うと伴に産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

(2) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

### 3 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

### 4 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

### 5 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、産業廃棄物の収集・運搬業務についての業務終了報告書は、運搬区間に応じてマニフェストB2、D票の写しで代えることができる。

### 6 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。  
(内容の変更)

第7条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約代金の支払)

第8条 乙は、甲の確認を受けた後、甲の指示する手続に従って契約代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して25日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅滞における延滞違約金)

第9条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、延滞日数に契約金額の1000分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の延滞日数には、検査、市の都合及びその他の事由によって経過した日数は算入しない。

4 甲は、当該延滞違約金を甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

(機密保持)

第10条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(催告による解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが

ないと明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

(催告によらない解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が第13条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律

第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項第8号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条及び前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除)

第13条 甲は、業務が完了するまでの間は、第11条又は第12条に規定する場合のほか、必要と認める場合には、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の催告による解除)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

2 前項に定める場合は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第15条 甲は、第11条から第14条の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分が可分なものである場合は、検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡を受けることができるものとし、当該引渡を受けた既済部分に相応する金額を乙に支払わなければならない。この場合における金額は、甲が定めるものとする。

2 第14条又は第15条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲の受けた損害額がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。ただし、甲が乙の責に帰すべき事由がなく、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 甲は、第2項に定める違約金又は損害金を第1項に定める甲の支払金額から控除することができる。

(契約の解除時の産業廃棄物の処理)

第16条 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂

行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

## (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(業務のやり直し等)

第17条 甲は、常に業務の履行状況を把握し履行状況が良好でないと認めるときは、直ちにやり直しを命じることができる。

2 前項の場合、乙は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(物価又は賃金の変動)

第18条 乙は、契約締結後物価又は、賃金の変動を理由として、契約の変更を求め、又は、契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求及び談合等不正行為に係る賠償金の支払い)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第11条又は第12条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、第12条第1項第8号へからチのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条第1項第8号へ又はトにおいて、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第20条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。

2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（協議）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年 4月 1日

委託者（甲）住所 松戸市根本387番地の5  
松戸市  
氏名 松戸市長 本郷谷 健次

受託者（乙）住所

氏名